

# 労働者

2019年版

# べんりちよう

**1**

日	月	火	水	木	金	土
	①	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12
13	⑭	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

**2**

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	
3	4	5	6	7	8	9
10	⑪	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

**3**

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	⑲	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

**4**

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	⑲	⑳				

**5**

日	月	火	水	木	金	土
			①	②	③	④
5	⑥	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

**6**

日	月	火	水	木	金	土
					1	
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

**7**

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13
14	⑮	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

**8**

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10
11	⑫	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

**9**

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	⑮	17	18	19	20	21
22	⑳	24	25	26	27	28
29	30					

**10**

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5		
6	7	8	9	10	11	12
13	⑭	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

**11**

日	月	火	水	木	金	土
			1	2		
3	④	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	⑳
24	25	26	27	28	29	30

**12**

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				



公益財団法人 西成労働福祉センター

〒557-0004

大阪市西成区菟之茶屋1-3-28 (H31.4月より)

電話 (06) 6641-0131

FAX (06) 6641-0297

URL <http://www.osaka-nrfc.or.jp/>

# 目 次

窓口業務案内 .....	1
<b>【仕事】</b>	
① 紹介方法は3つ!	3
② あなたは手帳を持っていますか?	5
③ 仕事に行くときは労働条件を確かめて	6
④ こんなことは許されない	7
⑤ 賃金を受けとる時は	8
⑥ 中途退職と賃金	9
⑦ 遠隔地へ就労するときの注意	10
⑧ 割増賃金(早見表)	11
⑨ 雇用保険(日雇労働被保険者手帳)	13
⑩ 所得税控除について	15
⑪ 技能講習	16
⑫ 労災保険: 工作中にケガをしたら 平均賃金算出方法	19
⑬ 健康保険(日雇特例)	23
⑭ ケガや病気: 保険やお金のないときに	27
⑮ 健康診断	28
⑯ 建設業退職金共済制度(建退共)	29
<b>【くらし・健康】</b>	
① 住民登録をするには	30
② 国民健康保険	31
③ 敬老優待制度	31
④ 一般生活相談窓口	32
⑤ 公営住宅	32
⑥ 交通事故相談、⑦新今宮文庫	33
⑧ 年齢早見表	34
⑨ 地域に多い4つの病気	35
⑩ 何をどれだけ食べたらよいか	37
⑪ お酒のじょうずな飲み方	38
<b>【ふろく】</b>	
いろいろの場	39
知っておくと便利な電話	40
防災・減災(地震の場合)	41
出面表	43
住所録	67
免許番号等ひかえ	68
関係機関あんない	69

# 地域周辺地図



# 西成労働福祉センター窓口業務案内

## 窓口時間

平日 午前9時～12時15分  
午後1時～ 5時15分  
(水曜日は2時～5時15分)  
土曜 午前9時～12時

## 早朝窓口時間

午前6時～7時

## 2019年4月以降の窓口時間

## 窓口時間

平日 午前9時～11時45分  
午後1時15分～ 5時  
土曜 午前9時～12時

## 早朝窓口時間

午前5時～8時30分



## 特掃紹介

(高齢者特別清掃)  
(始番案内専用電話)

午前8時30分～

☎ 06-6641-0132

## 新規求人

(いっせい紹介)  
(未充足分は継続して午後4時まで紹介)

午前10時20分～

## 窓口取扱内容

紹介……職業紹介、職業相談

☎ 06-6632-3200

高齢者……高齢者の職業紹介、職業相談

☎ 06-6633-7998

事業所……事業所登録、求人受付、事業所問合せ

☎ 06-6632-3200

技能講習……技能講習受講、安定就労のためのカウンセリング

☎ 06-6641-0325

労働相談……賃金未払・労働条件違反などの相談

☎ 06-6634-6535

労災相談……労災事故手続き、休業補償立替

☎ 06-6634-6535

労働福祉……医療・住民票・短期宿泊・労働・社会保険・建退共

☎ 06-6641-0296 技能講習修了証再交付などの相談

※3月11日(月)より午前8時30分からの窓口は、南海高架下の事務所へ移転します。

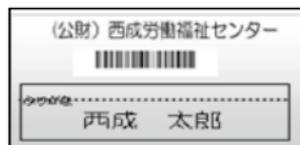
## 仮移転先事務所

駐車スペース

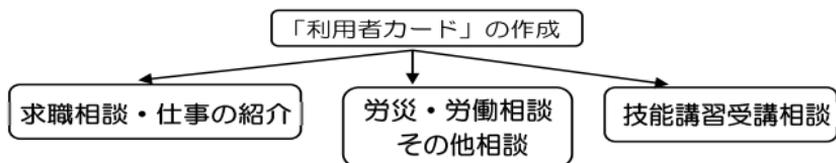


仕事の紹介や相談を利用する時は「利用者カード」が必要です。

円滑に利用していただけるように相談台帳を作成し、皆様に「利用者カード」をお渡しします。



「利用者カード」を作成の上、各窓口でご相談ください。

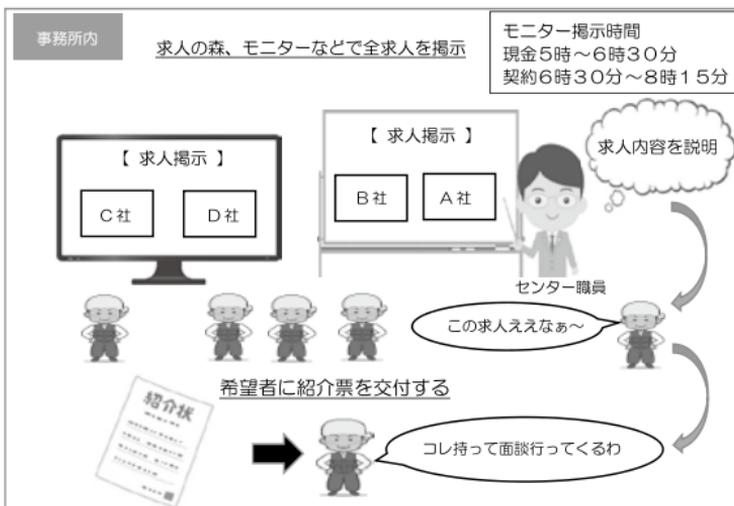
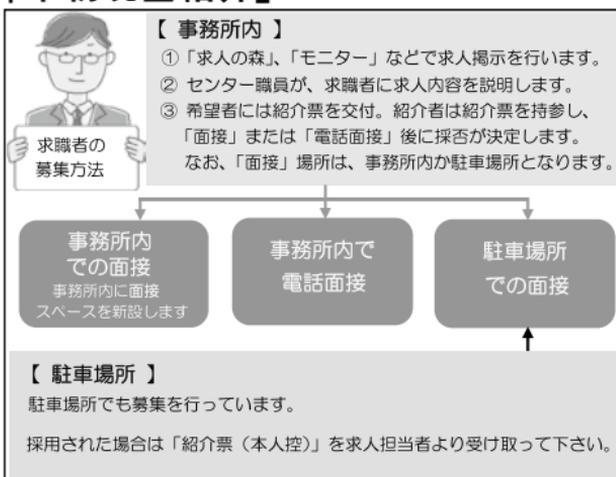


2019年4月1日より、西成労働福祉センターの紹介方法が変わります。

## ① 紹介方法

- ・ 早朝現金紹介
- ・ 窓口紹介
- ・ 輪番紹介

### 「早朝現金紹介」



## まどぐち 「窓口紹介」—— 3階事務所での紹介

- ・ 求人は3階事務所で紹介します。
- ・ 新規求人は日曜・祝日を除く毎日、午前10時20分から紹介します。
- ・ テレビモニターで説明を行い、求職者をつのります。
- ・ 健康で仕事ができる方なら、どなたでも応募できます。
- ・ 充足しなかった求人は窓口にはり出し、そのつど紹介します。



## りんばん 「輪番紹介」—— 登録者への紹介

- ・ 特別清掃事業に登録した方への紹介です。
- ・ 対象は、当地域で就労し生活が困窮している55才以上の日雇労働者です。
- ・ 日曜・祝日を除く毎朝8時30分から、登録番号の順に紹介を行います。

# 就 労

## ②あなたは手帳を 持っていますか？



《仕事に行ったら、手帳を渡して  
印紙をはってもらいましょう》



★一つは雇用保険の手帳です。一人でも人を雇う事業所は入っていないとなければならない保険です。(P.13)

★もう一つの手帳は健康保険です。適用事業所で働いた場合は印紙をはってもらいましょう。(P.23)



★その他に、建設業退職金共済制度（建退共）の手帳があります。建退共加入の事業所で仕事をしたときは、証紙をはってもらいましょう。手帳を作る手続はセンターでも取り扱っています。(P.29)

### ③仕事に行くときは、 労働条件を確かめて 行きましょう。



仕事に行くときは労働条件をキチンと確認しましょう。  
労働時間・賃金・宿舍費・契約期間・交通費など。

事業所・元請や親会社の住所・電話番号を出面表にメモしておきましょう。

### やといれつうちしょ 雇入通知書(労働条件通知書)ってなあに？



仕事に行くときは、事業所から雇入通知書を書いてもらって、自分で持っておいてください。

雇入通知書には、会社名や条件について記入しなければならないことになっています。これがあればあとで条件が違っていった場合や労災になったとき、証拠になります。

働く前(車に乗る前)に事業主から、雇入通知書を書いてもらってください。

## ④こんなことは許されない

### ★強制労働の禁止

(労働基準法第5条)

暴力や脅迫で、むりやり働かせようとする。



### ★中間搾取の排除

(労働基準法第6条、  
職業安定法第39・44条)

手配料(紹介経費)を引かれる。



### ★強制貯金の禁止

(労働基準法第18条)

貯金をしないと雇わないとか、やめてもらうといわれる契約。



### ★賠償予定の禁止

(労働基準法第16条)

例えば「途中でやめたら賃金を下げる」などの契約。

違約金等も禁止である。



## ⑤賃金を受け取る時は

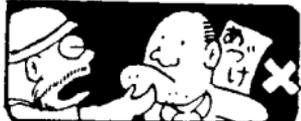
契約の賃金を受け取る時は必ず、明細書もらい、内容を確認してから領収書にサインしましょう。



### ◆賃金支払いの五原則

(労働基準法第24条)

- ①通貨払いの原則＝支払いは現金で。
- ②直接払いの原則＝働いた本人に直接支払う。しかし、遠方で働いた時など、やめる時にあらかじめ送金の約束をしておく場合もある。
- ③全額払いの原則＝ただし、税金や保険料は差し引くことができる。
- ④毎月1回以上支払いの原則
- ⑤一定期日払いの原則＝たとえば月給の場合に「月の末日」、週給の場合に「土曜日」など、特定された日に支払う。



## こんな時どうする？

### 【非常時払い】

病気になったり労災にあったりして急にお金がある場合⇒事業主に話をし、支払い日前であっても、今まで働いた賃金を精算できます。

(労働基準法第25条)



### 【休業手当】

事業主の責任で仕事が途中でできなくなった場合⇒平均賃金の6割以上の補償を請求できます。(労働基準法第26条)

※平均賃金については、22ページをみてください。

## ⑥ 中途退職と賃金

契約が満期になる前に、なんらかのつごうでやめる場合があります。その場合には事業所の責任者に「退職の申し出」と「賃金の請求」を必ずしましょう。

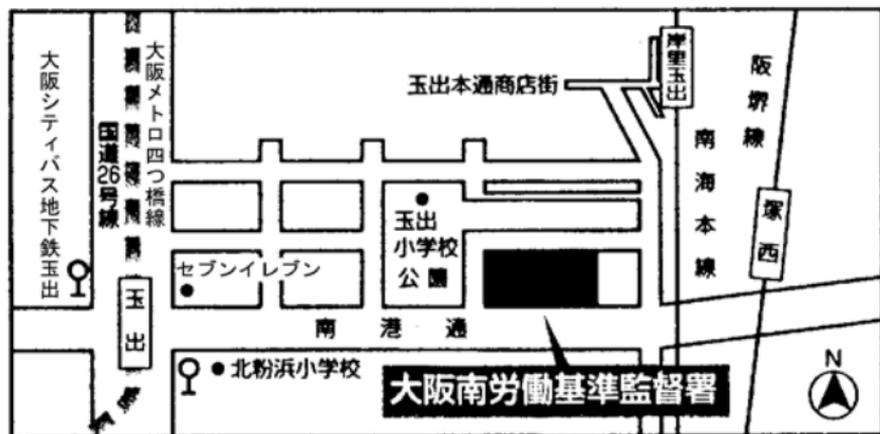


労働契約の当事者はあくまで労働者本人と使用者（事業主）ですから、賃金の請求は本人がしなければなりません。

賃金の支払いを請求したにもかかわらず支払ってくれなかったり、話がこじれたときは、現地の労働基準監督署へ相談に行きましょう。

無断で退職すると、賃金の支払いが遅れたり、宿舍費（食事代など）の控除日数をめぐって、こじれることがあります。

センター「労働福祉係」でも相談に応じています。



### ●大阪南労働基準監督署

大阪市西成区玉出中 2-13-27 ☎ 06-7688-5580

大阪メトロ四つ橋線「玉出」または南海「岸里玉出」下車

## ⑦遠隔地へ就労するときの注意

遠方の仕事でのトラブルは、解決が大変です。  
遠方へ行くときは十分注意してください。

条件を明示しない求人  
には要注意！



★労働条件を確かめ、雇入通知書をもって行くようにしてください。

★労働条件（賃金額、支払日、雇用期間、印紙の有無など）をはっきり示さないような事業所は、特に注意してください。



★交通費の支払い条件を確認してから、仕事に行くようにしましょう。  
遠隔地就労の場合は、交通費といっても金額が大きいのので、注意しましょう。



## ⑧ 割増賃金



### 計算のしかた (例)

- ※ 早出・残業手当 (超勤手当)  
1日8時間を超えて働いたとき、時間給の2割5分増以上となる。
- ※ 深夜労働手当  
午後10時～翌朝5時までの間労働したとき、深夜手当として、時間給の2割5分増以上となる。
- ※ 深夜残業手当の出る場合  
定時から継続して残業したとき、午後10時～翌朝5時までの深夜分は5割増となる。

(例) 賃金日額10,000円の場合  
 $10,000円 \div 8時間 = 1,250円$  (時間給)  
(早出・残業・深夜の単価)  
 $1,250円 \times 1.25 = 1,563円$   
(残業が深夜に及ぶ場合)  
 $1,250円 \times 1.5 = 1,875円$



## 割増賃金早見表

(単位：円)

賃金日額	時間給	早出・残業・深夜		深夜に及ぶ残業	
		30分	1時間	30分	1時間
8,000	1,000	625	1,250	750	1,500
8,500	1,063	665	1,329	797	1,594
9,000	1,125	704	1,407	844	1,688
9,500	1,188	743	1,485	891	1,782
10,000	1,250	782	1,563	938	1,875
10,500	1,313	821	1,641	985	1,969
11,000	1,375	860	1,719	1,032	2,063
11,500	1,438	899	1,797	1,079	2,157
12,000	1,500	938	1,875	1,125	2,250
12,500	1,563	977	1,954	1,172	2,344
13,000	1,625	1,016	2,032	1,219	2,438
13,500	1,688	1,055	2,110	1,266	2,532
14,000	1,750	1,094	2,188	1,313	2,625
15,000	1,875	1,172	2,344	1,407	2,813

※「深夜に及ぶ残業」とは、定時勤務の後残業して、それが深夜に至った場合に、深夜（午後10時～翌朝5時）勤務に対する割増。

（深夜勤務のみの場合は、通常の割増率＝25％です）

## ⑨雇用保険

(日雇労働被保険者手帳)



### 手帳の交付を受けましょう

日雇で働き、手帳交付の手続きをする時は、住民票記載事項証明書(大阪市は無料で発行)などと印かん(スタンプ印不可)が必要です。

くわしくは、公共職業安定所でお問い合わせください。

※あいりん労働公共職業安定所の管轄地域は、西成区、住吉区、住之江区、阿倍野区、平野区、東住吉区と浪速区のうち恵美須西です。

### 【受付時間】 (あいりん労働公共職業安定所)

新規相談は、月曜日～金曜日の午後1時～5時15分です。

(土・日・祝日・年末年始は休み)

※新規手帳交付には、複数回の来所が必要となります。

### 保険料

雇用保険料は「一般保険料」と「印紙保険料」を納付します。事業所より適正に徴収されているか確認しましょう。

例えば、賃金日額が11,300円の場合は、1日の保険料の合計は133円です。

〈一般保険料(45円) + 印紙保険料(88円) = 133円〉

#### 労働者の負担額

賃金額	一般保険料	印紙保険料	合計
8,000円	32円	48円	80円
9,000円	36円	73円	109円
10,000円	40円	73円	113円
11,000円	44円	73円	117円
12,000円	48円	88円	136円
15,000円	60円	88円	148円

一般保険料の負担割合は、建設業の場合、事業主負担分が千分の8、労働者負担分が千分の4です。印紙保険料は折半です。

※保険料は変更される場合があります。

## 印紙の等級と金額

賃金日額	等級	金額
11,300円以上	1級	176円
8,200円～11,299円	2級	146円
8,199円以下	3級	96円

## アブレたときの給付金（日雇労働求職者給付金）

### ◎手当の等級と日額

アブレ手当をもらおうとする月の前2ヶ月間に、26枚以上の印紙が貼られている必要があります。

等級	給付金の日額	前2ヶ月の印紙の枚数 (総枚数26枚以上の内)
1級	7,500円	1級印紙が24枚以上の場合
2級	6,200円	1級から順に選んだ24枚分の印紙保険料の平均額が、2級印紙保険料の日額（146円）以上の場合
3級	4,100円	その他の場合

### ◎手当の日数

前2ヶ月の印紙貼付枚数が31枚までが13日間、以下、枚数に応じて下の表の通りとなります。

前2ヶ月の 印紙枚数	26枚～31枚まで	13日
	32枚～35枚まで	14日
	36枚～39枚まで	15日
	40枚～43枚まで	16日
	44枚以上	17日

**就労した日は必ず印紙をはってもらいましょう。  
土・日・休祝日に働いた場合もはってもらいましょう。**

雇用保険のくわしいことは、あいりん労働公共職業安定所へお問い合わせください。（☎06-6649-1491）

※3月11日より南海高架下に事務所を移転します。

## ⑩所得税控除について

次のいずれかの要件に当てはまる場合は、「日額表」「丙欄」の所得税額が控除されます。

- (1) 雇用契約の期間が、あらかじめ定められている場合は2ヶ月以内であること。
- (2) 日雇いの場合には、継続して2ヶ月を超えていないこと。

なお、最初の契約期間が2ヶ月以内の場合でも、期間の延長や再雇用のため2ヶ月を超える時があります。この場合には、契約期間が2ヶ月を超えた日から給与を支払う期間に応じ、定められている税額表（「月額表」又は「日額表」）の「甲欄」又は「乙欄」を使って税額を控除されることとなります。

### 税額表 丙欄（抜粋）＜2018年（平成30年）分＞

賃金	税額
9,300円未満	0円
9,300円	3円
9,400円	6円
9,500円	10円
10,000円	27円
10,500円	45円
11,000円	63円

賃金	税額
11,500円	81円
12,000円	99円
12,500円	117円
13,000円	134円
13,500円	153円
14,000円	172円
14,500円	192円

（改訂されることがあります）

## ⑪技能講習

厚生労働省から委託を受け「技能講習事業」を行っています。

今日の建設現場は、技術とともに「資格」が必要になっています。センターでは、資格を取るための「スキルアップ型講習」「職種転換・常用就職型講習」「安定就労のためのカウンセリング（職業相談）」など、職業生活の安定が図れるように応援しています。

### 受講対象者

あいりん地域において求職活動を行っている日雇労働者で講習内容を理解し、資格を取得後就労が可能で健康な者。※一般雇用保険適用者、求職者支援制度（支援訓練）の対象者は対象外。

### 申込方法

事前の申込と選考日の両日に来所が必要です。

- ① 受付は選考日の約1ヶ月前から原則選考日の1週間前まで。
- ② 選考日は原則午前9時から、適性試験・受講説明を行います。

### 持参する物

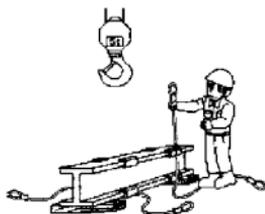
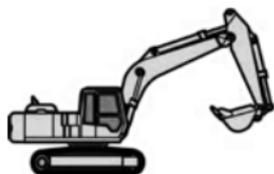
- ① 本人確認ができる有効期限内の公的証明書（住基カード、運転免許証など）  
※住民票の場合は、受講希望科目の講習初日から数えて3ヶ月以内のもの
- ② 大阪府以外に住所がある方は、事業所の推薦状が必要です（西成労働福祉センターに登録している事業所、又は大阪府下に所在地がある事業所）
- ③ 日雇労働者被保険者手帳をお持ちの方は必ず手帳を持参してください
- ④ 判子（シャチハタ以外）
- ⑤ 受講科目によっては修了証等が必要です  
※（修了証等に記載されている氏名、生年月日などが①と必ずおなじであること）

# 応援します！現場で生きる資格の取得

## 講習科目等

### スキルアップ型講習

- ① 建設関係講習：車両系建設機械、不整地運搬車、ショベルローダー、各種作業主任者等
- ② 運輸・製造他関係講習：フォークリフト、高所作業車、玉掛け、小型移動式クレーン、ガス溶接等



### 職種転換型・常用就職型講習

- ① 造園・林業関係
- ② 介護業務関係
- ③ 自動車運転免許関係
- ④ 清掃体験講習
- ⑤ パソコン講習
- ⑥ その他 職種転換や常用就職に向けた講習



## 安定就労のためのカウンセリング

カウンセラー（職業相談の専門家）が、あなたとマンツーマンで、仕事の相談や生活・心配ごとの相談にのります。

そして、安定就労に向けて「技能習熟」や「職種転換」がスムーズに行くよう必要な応援をしていきます。（予約制）

## 就職支援のとりくみ ーご利用くださいー

### 【求人情報などの検索・閲覧】

インターネットを介したハローワークなどの情報を提供しています。操作の分からない人でもマンツーマンで操作方法を説明しますので、積極的に活用してください。

また、技能や仕事に関する資料の閲覧・提供もしていますので、ご利用ください。

### 【就職活動講習会の開催】

技能講習修了証を取得した後、「履歴書の書き方がわからない」「面接時にはどのようなことに気をつければよいのか」など悩んでおられる方を対象に、相談を受けています。ご希望の方はお申込みください。

詳細は技能講習係へ（☎06-6641-0325）



## ⑫ 労災保険 一仕事中にケガをしたら

### (1) すぐ病院へ

工作中または仕事の行き帰りに、あるいは宿舍施設の不備で事故にあい負傷した場合は、ほとんどが労働災害になります。

すみやかに現場監督や事業主に負傷したことを伝えて、事業所の人といっしょに近くの病院で治療を受けてください。

### (2) たいしたことがないと思っても、必ず報告を

あとで痛んできたり、骨が折れていたりする事もあります。言いだしにくいかもしれませんが、現場の監督（責任者）に事故を報告し、「少し様子をみてみるが、具合が悪くなったときにはよろしく」と言ってください。その際、監督の名前を聞いておくことが大切です。

## 療養補償

(1) 労災で治療を受けるためには、事業主（元請の場合が多い）から現認書（様式5号）を発行してもらい、それを労災指定病院へ提出。

※通勤災害の場合は様式16号の3を提出

現認書(様式5号)



(2) 病院を変わるときは、事業主から転医書（様式6号）の発行を受けてください。

特に、出張など遠方でケガをして、大阪へ帰ってくる場合には、必ず転医書をもらってきてください。

転医書がなければ労災で病院にかかれません。

※通勤災害の場合は様式16号の4

転医書(様式6号)



## 休業補償

労災で療養のため賃金を受けられないときは、休業補償の対象となります。

### (1) 3日間は事業主負担

病院へ行った日から最初の3日間は、労働基準法の規定により、事業主が直接、休業補償を行うことになっています。

### (2) 1日の休業補償の額は

休業4日目からは労災保険法による休業補償給付が受けられます。休業補償給付の日額は、特別支給金を含め、平均賃金の80%です。(注！賃金の80%ではありません)

【22ページ、平均賃金算出方法参照】

### (3) 請求のしかた

休業補償給付を受けるためには、**休業補償給付請求書(様式8号)**に担当医と事業主の休業証明をもらい、賃金台帳や出勤簿を添えて管轄の労働基準監督署へ請求します。

※通勤災害の場合は、様式16号の6

### ●休業補償の支払い



## 休業中生活に困った場合



- (1) 監督署より休業補償費が給付されるまでには、請求してから1ヶ月位かかります。
- (2) 休業期間中、生活に困る場合は事業主に相談してください。
- (3) 事業主に相談してもダメな場合は、センター労働福祉係窓口までおいでください。

(直通電話 ☎ 06-6634-6535)

休業補償費の立替ができる場合があります。



## 障害補償

- (1) 傷病が治った後に身体に障害（後遺症）が残った場合は、障害補償給付を請求することができます。
- (2) 請求は、**障害補償請求書（様式10号）**に担当医と事業主の証明をもらって行き、監督署で障害認定を受けます。障害等級表の級にもとづいて、障害補償の給付がされます。

※通勤災害の場合は、様式16号の7

ケガをしたら一大事。後遺症が残る場合はなおさらのことです。

事業所も労働者も労働災害を減らすため、安全第一を心がけましょう。



# 【平均賃金算出方法】

ケガをした前日までの賃金で算出する

雇用の形態	平均賃金	休業補償給付
(イ) 日 雇	$\frac{\text{受傷前日から以前1ヶ月間の賃金総額}}{\text{その間の労働日数}} \times \frac{73}{100}$	平均賃金×0.6 と 平均賃金×0.2 (休業特別支給金) の合計額 ↓ 結果として 平均賃金×0.8
(ロ) 契 約	$\frac{\text{就労初日から受傷前日までの賃金総額}}{\text{その間の総日数}}$	
(ハ) 2週間未満 で全日働い ていた場合	$\frac{\text{就労初日から受傷前日までの賃金総額}}{\text{その間の総日数}} \times \frac{6}{7}$	
(ニ) 常 雇	$\frac{\text{前3ヶ月間の総賃金}}{\text{前3ヶ月間の暦の総日数}}$	

※(イ) (ロ) (ニ) は労働基準法での平均賃金算出方法で、労災保険法でも使用、(ハ)は、労災保険法だけの平均賃金算出方法です。

(ロ)では、平均賃金の最低保障額あり。 $\frac{\text{賃金総額}}{\text{労働日数}} \times 60\%$ か3,910円  
 (2016年8月1日以降の自動変更対象額)

くわしくは、労働福祉係まで

## ⑬健康保険 (日雇特例)



仕事以外のケガや病気にそなえて、  
加入手続きをしておきましょう。

### 手続きのしかた

健康保険手帳の交付は、玉出年金事務所か、西成労働福祉センター内の健康保険窓口で行っています。

手続きには、雇用保険手帳と印かんが必要です。

センターでの受付時間は、月曜日～金曜日の午前9時～午後4時です。

※(健康保険窓口は、3月11日より移転します。)

※玉出年金事務所の管轄地域は、西成区・住吉区・住之江区です。なお、センターで手続きできるのは、西成区に住民登録している方です。

### 手帳の更新

雇用保険手帳と同じように、健康保険手帳も1年に1回、必ず更新の手続きをしましょう。

手帳を更新しないで有効期限が切れると、資格がすぐにはとれなくなり、資格をとるまで2～3ヶ月かかりますので、注意してください。



## 資格と給付

仕事以外のケガや病気で病院に行くときは、受給資格者票（健康保険証）が必要です。

毎月、受給資格の確認を受けてください。（初診の時はその月の確認印が必要です。継続治療は1年まで。）

傷病手当金などの給付もあります。



## 傷病手当金

傷病手当金請求の受付は、玉出年金事務所で行っています。

請求するときは、請求用紙のほか、健康保険手帳、受給資格者票（健康保険証）と、雇用保険手帳・印かんが必要です。

傷病手当金の金額は、健康保険手帳にはった印紙の等級と枚数によって変わってきます。

大阪市住之江区新北島1-2-1 オスカードリーム4階

玉出年金事務所 ☎ 06-6682-3311



## 保険料（印紙代）

### 〈賃金日額と保険料日額〉

等級	賃金日額	保険料の総額	本人負担額
3	5,000 円以上	860 円 (740 円)	330 円 (285 円)
	6,500 円未満		
4	6,500 円以上	1,090 円 (940 円)	415 円 (360 円)
	8,000 円未満		
5	8,000 円以上	1,320 円 (1,140 円)	505 円 (435 円)
	9,500 円未満		
6	9,500 円以上	1,620 円 (1,400 円)	620 円 (535 円)
	12,000 円未満		
7	12,000 円以上	2,000 円 (1,730 円)	765 円 (660 円)
	14,500 円未満		
8	14,500 円以上	2,380 円 (2,050 円)	910 円 (785 円)
	17,000 円未満		
9	17,000 円以上	2,760 円 (2,380 円)	1,055 円 (910 円)
	19,500 円未満		
10	19,500 円以上	3,210 円 (2,770 円)	1,225 円 (1,060 円)
	23,000 円未満		
11	23,000 円以上	3,740 円 (3,230 円)	1,430 円 (1,235 円)

(2018 年 4 月～)

- ★ ( ) 内の額は、40 歳未満または 65 歳以上で、介護保険第 2 号被保険者とならない方の保険料金額です。  
 なお、保険料は毎年 4 月に見直しがあります。

## 健康保険の適用事業所で働くときは、 健康保険の印紙をはってもらいましょう

- ★ 働く日ごとに、雇用保険手帳といっしょに健康保険手帳も事業主に出して、健康保険印紙をはってもらってください。
- ★ 健康保険印紙を持っている事業所で働いた場合、健康保険手帳を持っていなくても、原則として印紙代（本人負担分）を負担しなくてはなりません。
- ★ 傷病手当金などの額は、はつてある印紙の額によって決められますので、誤りのないようにはつてもらってください。



- ★ 健康保険手帳を持っている 40 歳以上 65 歳未満の人は、自動的に介護保険の第 2 号被保険者となります。
- ★ 受診時の一部負担金
  - 70歳未満の人 — 3割負担
  - 70歳以上、75歳未満の人 — 2割負担(ただし、昭和 19 年 4 月 1 日以前に生まれた方は 1 割)

くわしくは、玉出年金事務所 (06-6682-3311) か  
西成労働福祉センター内の健康保険窓口まで

## ⑭ケガや病気

保険やお金がないときに



あいりん地域から就労している日雇労働者で、健康保険やお金がなく、病気やケガをした場合は、西成区保健福祉センター分館に相談、または、センター労働福祉係窓口で診療依頼書を発行してもらい、大阪社会医療センター付属病院で診療してもらいましょう。

(○印は内科・外科・整形外科です。)

受付時間	月	火	水	木	金	土日祝
午前9:00 ～12:00	○ 皮フ (呼吸器内科)	○	○ 精神	○	○ 精神	×
午後5:30 ～7:30	×	×	内科 皮フ	×	内科 泌尿	×

★結核健診 月～金 10:00～15:00

★その他、眼科・耳鼻咽喉科・歯科などは西成区保健福祉センター分館（あいりん会館2階）の窓口で相談してください。

★「出張」など遠方で病気やケガをした場合は、「出張」先の市町村の福祉事務所で相談してください。

## ⑮健康診断

### ★生活習慣病予防健診（健康保険日雇特例）

健康保険の受給資格があれば「生活習慣病予防健診」が受けられます。（対象年齢 35才～74才）

#### 《手続き》

- ・年度内1回に限り、協会けんぽが健診費用の一部を補助します。（補助後の自己負担金は最高7,038円）
- ・健診費用の補助が受けられるのは、協会けんぽ指定の健診機関に限られます。
- ・手続き方法などは直接、協会けんぽまでお問い合わせ下さい。  
お問い合わせ先：協会けんぽ 06-7711-4300

### ★特定健康診査（国民健康保険）（無料）

- ・毎年、4月1日時点で、大阪市国民健康保険に加入されている40才以上の方に「受診券」が4月末頃に自宅に送付されます。その案内にしたがって受診してください。75才以上の方は大阪府後期高齢者医療広域連合から4月下旬に「受診券」が送付されます。（健診の基本項目は無料です。）  
お問い合わせ：西成区保健福祉センター ☎06-6659-9882

### ★結核検診（無料）

- ・毎月3回程度あいりん労働福祉センター1階周辺等で、結核検診を行っています。  
※4月より南海高架下センター仮移転事務所前等に変更を予定しています。

#### 【問い合わせ】

西成区役所保健福祉課結核健診グループ ☎06-6659-9969

## ⑬建設業退職金共済制度【建退共】

建退共とは、すべての建設現場労働者のためにつくられた退職金制度です。

建退共に参加している事業所の現場（公共工事の現場は、ほぼすべて加入）で就労するたびに建退共証紙をはってもらふことで、積み立てていくしくみです。証紙代は全額、事業所が負担します。

退職金は、下の表のように建退共証紙を252枚以上はっていて、建設業以外の仕事に転職するときや、退職するときに請求することができます。

1年以上2年未満で労働者が死亡したときの退職金は、事業主が納めた掛金に相当する退職金額となります。

建退共手帳をつくるための相談は、センター労働福祉係でも受けています。

退職金額早見表

年数	証紙枚数	退職金額(円)
1年(12月)	252枚	23,436
(18月)	378枚	48,174
(23月)	483枚	76,167
2年(24月)	504枚	156,240
5年	1,260枚	410,781
10年	2,520枚	945,903
15年	3,780枚	1,572,816
20年	5,040枚	2,256,366
25年	6,300枚	3,029,754
30年	7,560枚	3,902,745

### 【問い合わせ先】

建退共大阪府支部

☎ 06-6941-3650

全港湾・西成分会

☎ 06-6647-4947

西成労働福祉センター

労働福祉係

☎ 06-6641-0296

(証紙21枚で1ヶ月、252枚で1年と計算します。)

※この早見表の退職金額は、最初から日額310円の証紙が貼付されている場合です。



## ①住民登録をするには

1. 直前に住民登録をした市区町村で「転出証明書」を発行してもらい、新住所の市区町村に印かんを添えて届け出ます（有効期限は、発行日から14日以内です）。  
大阪市内間の住民票異動は転入先の区役所で手続きできます。
2. 前に住民登録をしていますが、その住所を離れて放っておくと、住民登録を抹消されることがあります。この場合は、本籍地から「戸籍抄本」「戸籍の附票」を発行してもらい、新住所の市区町村に印かんを添えて届け出ます。
3. 「転出証明書」（無料）や「戸籍抄本」「戸籍の附票」は、郵便で取り寄せることもできます。別途、往復の送料164円と、小為替の手数料が1枚につき100円必要です。

なお、本人確認のため、免許証等の提示が求められます。

くわしいことは、西成区役所（窓口サービス課・住民登録 ☎06-6659-9963）またはセンター労働福祉係に相談してください。



## ②国民健康保険

健康保険（日雇特例など）に加入していない方は、住民登録のある市・区役所保険年金担当で手続きを行い、国民健康保険に加入します。

くわしくは、西成区役所（保険年金保健グループ）  
（☎06-6659-9956）またはセンター労働福祉係に相談してください。

## ③敬老優待乗車証・すこやか手帳(健康手帳)の交付

70才以上の人には敬老優待乗車証の交付があります。

1回乗車あたり50円の負担が必要です。

65才以上の方は、市立の文化施設へ無料で入場できる「ツルのマークのすこやか手帳（健康手帳）」がもらえます。

くわしくは、西成区役所（地域福祉担当 ☎06-6659-9857）へ。



## ④ 一般生活相談窓口

生活保護	病気や高齢のため生活が困窮した時	簡宿に泊まっている人	西成区保健福祉センター分館
		賃貸住宅に住んでいる人	西成区保健福祉センター3F
年金相談	年金を掛けていた方で60歳を超えた人	国民年金のみの加入者	西成区役所 保険年金6F
		厚生年金の加入者	玉出年金事務所
障害相談	身体が不自由な方の各種相談		西成区保健福祉センター5F
石綿相談	アスベストに関する健康・対処・補償の相談	健康相談	西成区保健福祉センター2F
		廃棄物など環境への不安	大阪市環境局
		労災補償の相談	大阪南労働基準監督署

## ⑤ 公営住宅

府営住宅の総合募集は、年6回偶数月に、また市営住宅の定期募集は年2回、7月と2月にそれぞれ行います。府・市とも随時募集も行っています。

いずれも、住民票と収入を証明する書類などが必要です。（生活保護を受けている方は、収入を証明する書類は不要です。）

UR賃貸住宅（旧公団住宅）の空室募集は、そのつど行っています。

## ⑥交通事故相談

- ★大阪市役所市民相談室 ☎06-6208-7325（市民部区政課）  
先着順（直接窓口へお越しください）  
なお、簡易な内容に限り電話での相談に応じます。  
（☎06-6208-8008）

月～金曜日、相談は午前10時～午後4時

- ★日本弁護士連合会交通事故相談センター大阪相談所  
☎06-6364-8289（弁護士会館内）  
月～金曜日、午前10時～午後4時

- ★日本弁護士連合会交通事故相談センターなんば相談所  
☎06-6645-1273（ヒューリック難波ビル4F）  
月・水・金曜日、午前10時～午後4時

## ⑦新今宮文庫 ☎06-6645-0567（三徳寮）

だれでも利用できる図書館です。気軽に利用してください。  
利用時間：午前8時20分～午後4時20分  
休館日：毎週月曜日、毎月末、年末年始

## ⑧年齢早見表 (2019年・平成31年用)

(平成31年5月1日より新元号に変わります)

西暦	和暦	年齢
1944	昭和 19	75
1945	20	74
1946	21	73
1947	22	72
1948	23	71
1949	24	70
1950	25	69
1951	26	68
1952	27	67
1953	28	66
1954	29	65
1955	30	64
1956	31	63
1957	32	62
1958	33	61
1959	34	60
1960	35	59
1961	36	58
1962	37	57
1963	38	56
1964	39	55
1965	40	54
1966	41	53
1967	42	52
1968	43	51
1969	44	50
1970	45	49
1971	46	48

西暦	和暦	年齢
1972	47	47
1973	48	46
1974	49	45
1975	50	44
1976	51	43
1977	52	42
1978	53	41
1979	54	40
1980	55	39
1981	56	38
1982	57	37
1983	58	36
1984	59	35
1985	60	34
1986	61	33
1987	62	32
1988	63	31
1989	平成元	30
1990	2	29
1991	3	28
1992	4	27
1993	5	26
1994	6	25
1995	7	24
1996	8	23
1997	9	22
1998	10	21
1999	11	20

※誕生日がくれば、上記の年齢になる。

### 肝機能障害

#### ★肝炎・肝硬変

◎原因＝酒類の飲みすぎの場合がほとんど。  
肝炎はウィルスが原因

※他に糖尿病も増えています。

### 潰瘍（かいよう）

#### ★胃かいよう・十二指腸潰瘍

◎原因＝暴飲、暴食、不規則な生活など。



### 予防方法

●酒が「百薬の長」となるのは、1日1合までだそうです。

また、1週間のうち最低1日はアルコールゼロの日をつくること。

●どの病気も、ふだんの食事の時、次の2つがたいせつです。

- ①規則正しい食事
- ②栄養のバランスがとれた食事



# 4つの病気



## 結核

★当地域では実に多い。

◎原因＝過労、体力消耗のとき。不規則な生活など。

※激しい症状が出ないので、知らない間にかかっている場合が多い。



## 高血圧症 上140以上 下 90以上

★他地域に比べて多い。

40歳代から。

◎原因のひとつ＝塩分のとりすぎ

※通常は1日8g

しかし、この地区では多くの人がその3倍とっている。脳卒中・心筋こうそくを引き起こしやすい。めまいや息切れ、手足のしびれなどの兆候が出る。

## 予防方法

●過労をさけること。徹夜仕事など無理をしたあとは、栄養を十分にとるように心がける。

●「風邪」のつもりが「結核」だったというケースが多い。「風邪」が長引いたら、ともかく検査をしたほうがよい。

●毎月3回程度、あいりん労働福祉センター1階周辺等で、結核検診を、無料で行っています。

※4月より南海高架下センター仮移転事務所前等に変更を予定しています。

●塩分のとりすぎに気をつけましょう。

●血圧は常に変化しますので、朝・晩はかる習慣をつけましょう。

●出面表(44-67頁)に記録をつけ管理しましょう。

●血圧計は労働福祉係にあります。



## ⑪お酒のじょうずな飲み方

- ★空腹のときに飲まない。  
なるべく塩分が少なく、タンパク質に富んだツマミをいっしょにとること。



- ★自分の適量を知り、体調や気分にあわせて、ゆっくり味わう。がぶ飲みはダメ。



- ★週に2日、せめて1日だけでも「完全禁酒の日」をつくって、肝臓を休ませるようにしましょう。

大阪市西成断酒会

支部名	例会場	電話番号	開催曜日	時間
西成東	西成区民センター	06-6651-1131	毎週火曜日	19:00 ~ 20:45
西成南	梅南集会所	06-6653-1116	毎週木曜日	19:00 ~ 20:45

**こころの健康も大切です**



釣りや囲碁・将棋、読書やスポーツを楽しむなどの趣味をもって、生活を前向きに楽しむようにしましょう。

積極的な生活姿勢は、健康上からも大切なことです。



## いこいの場



### 《公園》

天王寺公園：エントランスエリア「てんしば」、動物園があります。

住吉公園：住吉大社の西側。歴史の古い公園です。

(南海本線「住吉大社」下車)

住之江公園：スポーツや散策が楽しめる公園です。

(大阪メトロ四つ橋線「住之江公園」下車)

長居公園：大阪を代表する一大総合公園。自然史博物館あり。

(大阪メトロ御堂筋線「長居」下車)

大阪城公園：大阪一の大公園。西の丸庭園【有料】は市内随一の芝生公園です。(JR環状線「大阪城公園」下車)

### 《図書館》

大阪市立中央図書館 ☎ 06-6539-3300 大阪メトロ「西長堀」下車

大阪市立西成図書館 ☎ 06-6659-2346

大阪メトロ「岸里」下車すぐ、西成区民センター3階

大阪府立中之島図書館 ☎ 06-6203-0474 大阪メトロ「淀屋橋」下車

大阪府立中央図書館 ☎ 06-6745-0170 大阪メトロ「荒本」下車

### 《プール》

長居プール (長居) ☎ 06-6609-1580

大阪プール (朝潮橋) ☎ 06-6571-2010

住之江プール (住之江公園) ☎ 06-6685-9521

浪速屋内プール (なんば) ☎ 06-6643-6446

西成屋内プール (岸里玉出) ☎ 06-4398-1603



### 《釣り》 閉業中 (台風20、21号により当分の間)

大阪南港魚釣り園【無料】 ☎ 06-6612-2020

## 知っておくと 便利な電話



電話番号を知りたいとき……………104（有料）

火事または救急車……………119

天気予報……………177

時報……………117

災害用伝言ダイヤル……………171

忘れ物センター

タクシー……………06-6933-5611

地下鉄……………0570-6666-24

J R……………0570-00-4146

南海電車……………06-6631-1351（なんば駅）

京阪電車……………06-6353-2431（京橋駅）

阪急電車……………06-6373-5226（梅田駅）

阪神電車……………06-6457-2268（梅田駅）

近鉄電車……………050-3536-3942

市バスでのお忘れもの【各営業所】

	営業所名	電話番号
①	井高野営業所	06-6340-2061
②	守口営業所	06-6993-0251
③	中津営業所	06-6451-0918
④	西島営業所	06-6461-2325
⑤	鶴町営業所	06-6552-6551
⑥	住吉営業所	06-6695-6151
⑦	住之江営業所	06-6681-9155



# 防災・減災（地震の場合）



## 凡 例

 学校・ 施設・ 公園は、一時避難所・収容避難所

 可搬式ホンプ収納庫  同報系無線

 広域避難場所(大火になったときに避難できる公園など)

 避難路(広域避難場所まで安全に避難できる道路)

 AED(自動体外式除細動器)

※AEDは西成労働福祉センター内にもあります。

やがて来る上町地震や南海地震に備えて「そのときどうするか？」をふだんから考えておくことが命を救ったり、被害を減らすことにつながります。

## ふだんの心得

- ① 自分が寝泊まりしている建物や地域の状況を頭に入れておく。  
(避難場所やそこへの逃げ道、途中の危ない場所など)
- ② 常に非常持ち出し品を用意しておく。
- ③ 室内を整理しておく(高所に落下物などないか)。
- ④ 何事も「近所の底力」。万一のときに助け合えるつながりづくりをふだんから。

## 揺れたとき

- ① 転倒物・落下物から離れ、座布団などで頭を保護。
- ② おちついたら、電熱器・ガス器具・ストーブなど、火の始末。
- ③ 揺れがおさまっても、あわてて外に飛び出さない。
- ④ 門や塀には近づかない。
- ⑤ 隣り近所に声をかけあう。特にお年寄りなど弱者に配慮を。

## 避難場所

左の防災マップを参照してください。避難場所(いまみや小中一貫校)には緊急物資も備蓄されていますが、あいりん地域は人口密集地なので物資不足や混乱も懸念されます。

阪神大震災の経験では、たよれるのは結局；

**「(自分の力による) 自助7 : (隣り近所による) 共助2 : (役所による) 公助1」**です。

ふだんから自分で備えることが第一。

# 月 出 面 表

日	曜日	貸金日額	残業	元請・現場	前借り等	その他
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

日	曜日	賃金日額	残業	元請・現場	前借り等	その他
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

# 月 出 面 表

日	曜日	貸金日額	残業	元請・現場	前借り等	その他
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

日	曜日	賃金日額	残業	元請・現場	前借り等	その他
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

# 月 出 面 表

日	曜日	貸金日額	残業	元請・現場	前借り等	その他
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

日	曜日	賃金日額	残業	元請・現場	前借り等	その他
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

# 月 出 面 表

日	曜日	貸金日額	残業	元請・現場	前借り等	その他
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

日	曜日	賃金日額	残業	元請・現場	前借り等	その他
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

# 月 出 面 表

日	曜日	貸金日額	残業	元請・現場	前借り等	その他
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

日	曜日	賃金日額	残業	元請・現場	前借り等	その他
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

# 月 出 面 表

日	曜日	貸金日額	残業	元請・現場	前借り等	その他
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

日	曜日	賃金日額	残業	元請・現場	前借り等	その他
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

# 月 出 面 表

日	曜日	貸金日額	残業	元請・現場	前借り等	その他
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

日	曜日	賃金日額	残業	元請・現場	前借り等	その他
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

# 月 出 面 表

日	曜日	貸金日額	残業	元請・現場	前借り等	その他
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

日	曜日	賃金日額	残業	元請・現場	前借り等	その他
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

# 月 出 面 表

日	曜日	貸金日額	残業	元請・現場	前借り等	その他
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

日	曜日	賃金日額	残業	元請・現場	前借り等	その他
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

# 月 出 面 表

日	曜日	貸金日額	残業	元請・現場	前借り等	その他
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

日	曜日	賃金日額	残業	元請・現場	前借り等	その他
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

# 月 出 面 表

日	曜日	貸金日額	残業	元請・現場	前借り等	その他
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

日	曜日	賃金日額	残業	元請・現場	前借り等	その他
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

# 月 出 面 表

日	曜日	貸金日額	残業	元請・現場	前借り等	その他
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

日	曜日	賃金日額	残業	元請・現場	前借り等	その他
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

# 住 所 録

氏 名	電話 ( )
住 所	
氏 名	電話 ( )
住 所	
氏 名	電話 ( )
住 所	
氏 名	電話 ( )
住 所	
氏 名	電話 ( )
住 所	
氏 名	電話 ( )
住 所	
氏 名	電話 ( )
住 所	
氏 名	電話 ( )
住 所	
氏 名	電話 ( )
住 所	
氏 名	電話 ( )
住 所	

## 各手帳番号

## 備忘録

雇用保険番号	あいりん労働
健康保険番号	玉出( )
建退共番号	

## 免許・修了証番号

名 称		
記号・番号		
交付年月日	年 月 日	年 月 日
発行機関		

名 称		
記号・番号		
交付年月日	年 月 日	年 月 日
発行機関		

名 称		
記号・番号		
交付年月日	年 月 日	年 月 日
発行機関		

# 関係機関あんない



	相談窓口	電話
仕事	あいりん労働公共職業安定所	06-6649-1491
	ハローワーク阿倍野(文の里庁舎)	06-4399-6007
	ハローワーク阿倍野職業紹介コーナー(あべのルシアス8階)	06-6631-1675
	NPO釜ヶ崎支援機構	06-6630-6060
	大阪ホームレス就業支援センター	06-6645-1951
	(お仕事支援部)	06-6645-0246
	しごと情報ひろば天下茶屋 (無料職業紹介所)	06-6655-5791
自立支援	ホームレス自立支援センター舞洲	06-6462-1765
労働相談	大阪南労働基準監督署	06-7688-5580
建退共	建設業退職金共済組合大阪府支部	06-6941-3650
外国人	大阪府外国人情報コーナー	06-6941-2297
	大阪国際交流センター	06-6773-8989
	大阪外国人雇用サービスセンター	06-7709-9465
	西成区役所外国籍住民相談	06-6659-9907

	相 談 窓 口	電 話
福祉相談 健康保険 年金など	西成区役所保健福祉課 生保新規相談受付面接グループ (生活保護)	06-6659-9840
	同 支援グループ・適正化グループ・ 事業調整グループ (同)	06-6659-9872
	同 介護保険グループ	06-6659-9859
	同 地域福祉グループ (高齢者・障がい者その他)	06-6659-9857
	同 地域保健グループ (野犬や食品衛生)	06-6659-9973
	西成区役所／保険年金担当 保険年金保険グループ (国民健康保険・年金)	06-6659-9956
	西成区保健福祉センター分館グ ループ (生活相談全般) ※旧市更相	06-6649-4901
	あいりん地域総合相談室 (高齢者) ※西成市民館内	06-6633-7200
	玉出年金事務所	06-6682-3311
	同あいりん労働福祉センター内 (健康保険窓口)	06-6641-0131
医療相談	大阪社会医療センター	06-6649-0321
	大阪市西成区保健福祉センター 分館 (感染症・結核・アルコー ル依存症等)	06-6632-2600 (あいりん会館3階)
	緊急入院保護業務センター (救急車での保護)	06-6543-7211

	相 談 窓 口	電 話
法律相談	西成区役所 抽選 (毎月第1金曜・第3火曜午後)	06-6659-9683
	浪速区役所 予約 (毎月第1～4水曜午後)	06-6647-9683
	大阪弁護士会総合法律相談センター	06-6364-1248
	司法書士総合相談ホットライン (毎水曜午後1時30分～4時30分)	06-6941-5758
そ の 他	西成区役所 / 住民登録グループ (住民票) 戸籍グループ	06-6659-9963 06-6659-9961
	大阪家庭裁判所 受付	06-6943-5745
	西成警察署	06-6648-1234
	西成郵便局	06-6661-2100
	西成市民館	06-6633-7200
	三徳寮 (新今宮文庫)	06-6645-0567
	UR 難波営業所 (旧住都公団)	06-6636-2903
	大阪クレジット・サラ金被害者の会	06-6361-0546
	城北労働・福祉センター	03-3874-8089
	寿労働センター	045-662-5861

※この手帳のイラストはありむら潜氏の許諾をいただいております。

メモ